

訪問看護事業所 管理者 様

神戸市福祉局

神戸市高齢自宅療養者等訪問業務への参加について(依頼)

平素は、本市の高齢福祉行政の推進にご尽力いただき、厚くお礼申し上げます。

本市においては、新型コロナウイルス感染症に罹患され自宅で療養される方への支援を下記の通り進めております。貴事業所におかれましても、市事業の受託や医療の提供についてご検討賜りますよう、お願いいたします。

記

① 「高齢自宅療養者等訪問事業」について

現在、神戸市においては、通所系サービスしか利用していない方など訪問系サービスを利用していない高齢者・障害者が、感染により訪問サービスが必要となった場合に適切なサービスを提供する事業を、訪問看護事業所への委託により実施いたしております。

これまで 5 事業所にご協力いただいておりますが、自宅で療養される方の増加に伴いまして、自宅における日々の健康観察などを必要とされる方も急増しております。つきましては貴事業所におかれまして、当該事業の受託について、ご検討賜りますと幸いです。実施の詳細については、下記問い合わせ先までお問い合わせください。

② 「入院待機者等への往診等の実施」について

また、4月23日からは自宅で入院待機されている方への往診等についても開始いたしております(医師会や市民病院群の医師等)。医師の診断により投薬や酸素投与が行われた場合に、その後の投薬管理・酸素管理のため貴事業所へ訪問看護を依頼することが可能である場合も、下記問い合わせ先へメール等でご連絡ください。

(投薬管理・酸素管理のため訪問される場合の費用については、診療報酬を請求頂くことが可能です。)

<参考>

なお、兵庫県において「患者急増対策」として、自宅療養者へのフォローアップ体制強化を図ることとしており、訪問系サービスを既に利用されている方が感染確認された後も、継続してサービス提供を頂ける場合には兵庫県の協力金支給の対象となりますので、あわせてお知らせさせていただきます。

(R2年度分の申請受付は終了しておりますので、R3年度の受付開始については、あらためてお知らせさせていただきます。)

上記の神戸市の委託事業も兵庫県の「患者急増対策」と連携しながら、実施しています。

○兵庫県「患者急増対策」の概要（抜粋）

3 自宅待機者に対するフォローアップ体制の強化

患者の状況に対応し健康観察を強化するとともに、要介護者には介護サービス確保を支援

（2）介護・障害福祉サービスを必要とする場合

訪問介護等既に利用しているサービスがある場合には、当該サービスを提供している事業所によるサービス継続等により支援。新たにサービスが必要となる場合には、市町、介護支援専門員、相談支援専門員、訪問看護・介護事業者等関係者が連携し、必要なサービスを提供。いずれの場合も、必要となるかかり増し経費に加え、協力金を支給

- ・ 1日あたり協力金（2名訪問時） 訪問看護 52,000 円 訪問介護 38,000 円 等

[送付物] ※本状除く。

- ・「神戸市新型コロナウイルス感染症高齢自宅療養者等訪問事業実施要綱」
- ・4/23 発表資料「入院待機者等への往診等の実施」

(問い合わせ先)

神戸市福祉局介護保険課 内藤・福原 TEL：322-6228

FAX：322-6049

kobekaigohokenka@office.city.kobe.lg.jp